

議案第68号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金42,400,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成19年12月17日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に行った外傷性頸部症候群の治療に起因して、両上肢の痺れ、冷感及び筋力低下並びに腹部及び右大腿の痺れの障がい

が残ったものである。